

## 審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法

根 抱 条 項：第10条の2第5項

処 分 の 概 要：認定証の再交付

原権者（委任先）：三重県公安委員会

法 令 の 定 め：

規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第26条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）

審 査 基 準：

標 準 処 理 期 間：14日以内

申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）

問 合 せ 先：三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110）  
又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）

備 考：